

花粉情報の新基準について

東京都の花粉情報は、花粉情報等標準化委員会における合意事項をもとに、一部都独自の取扱いを行ったうえで公表している。

2026 年 1 月 28 日、日本花粉学会「花粉情報等標準化委員会」において、以下の内容が標準化された花粉情報として新たに公表されたため、2027 年春からの都の花粉情報について検討を行う。

花粉情報の基準について (2026 年 1 月 28 日公表)	現在の都の花粉情報
① スギおよびヒノキ花粉の飛散開始日 スギおよびヒノキ花粉の飛散開始日は 1 月上旬以降 1cm² 当たりの花粉数が 1 個以上連続した初日とする。 ただし、該当する開始日が過去 10 年の平均値より早く、1 か月前後乖離している場合は不時現象（狂い咲き）とし、原則 2 回目に 1 個以上の花粉数が連続した場合を統計上の飛散開始日とする。	① スギ・ヒノキ花粉の飛散開始日について スギ花粉の飛散開始日は 1 月以降 1 平方 cm の花粉数が 1 個以上連続した初日とする。 ただし、該当する開始日が過去 10 年の平均値より 1 か月前後早い場合であって、その後の花粉飛散状況においてゼロ個が多い状態であれば、不時現象とし、2 回目に 1 個以上の花粉が連続した場合を統計上の飛散開始日とする。
② 飛散終了日について スギ・ヒノキの飛散終了時期に、3 日間花粉数がゼロだった場合、最後に花粉が観測された日を飛散終了日とするが、その後 10 日以内に 2 日連続で花粉が観測された場合はその最後の日を飛散終了日とする。	② 飛散終了日について スギ・ヒノキの終了時期に、3 日間花粉数がゼロだった場合、最後に花粉が観測された日を「飛散終了日」とするが、その後 2 日連続で花粉が観測された場合はその最後の日を「飛散終了日」とする。
③ 花粉数（1 平方 cm あたり）のランクについて 少ない：10 個未満 やや多い：10 個～30 個未満 多い：30 個～50 個未満 非常に多い：50 個～100 個未満 極めて多い：100 個以上	③ 花粉数（1 平方 cm あたり）のランクについて 少ない：10 個未満 やや多い：10 個～30 個未満 多い：30 個～50 個未満 非常に多い：50 個～100 個未満 極めて多い：100 個以上

① 飛散開始日について

新たな基準を採用することとする。

なお、多摩地域では保健所の閉庁日分を等分していることから、等分処理で得られた値の平均が1個以上になった場合も、初日を飛散開始日とする（令和6年度第1回委員会資料より）。

② 飛散終了日について

新たな基準を採用することとする。

なお、多摩地域では保健所の閉庁日分を等分していることから、飛散終了日にあたる日が等分処理を行う日と重なった場合、以下のとおり、等分処理で得られた値をもとに、その最後の日を「飛散終了日」とする（令和6年度第1回委員会資料より）。

- 3日間花粉数がゼロだった場合、最後に花粉が観測された日を飛散終了日とするが、その日が等分処理を行う日と重なった場合

→等分処理を行った期間のうち、最後の日を飛散終了日とする。

- その後10日以内に2日連続で花粉が観測された場合、その最後の日を飛散終了日とするが、その日が等分処理を行う日と重なった場合

→等分処理を行った期間のうち、最後の日を飛散終了日とする。

③ 花粉数（1平方cmあたり）のランクについて

変更なし